

令和元年第4回

伊根町議会定例会会議録

令和元年12月20日（第2号）

伊 根 町 議 会

令和元年 第4回（定例会）

伊根町議会 会議録（第2号）

招集年月日	令和元年12月20日 金曜日						
招集場所	伊根町コミュニティセンター ほっと館 ふれあいホール						
開閉の日時 及び宣告者	開会	令和元年12月20日 9時28分			議長	上辻 亨	
	閉会	令和元年12月20日 11時50分			議長	上辻 亨	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠	出席 9名 欠席 0名
	1	松山 義宗	○	6	大谷 功	○	
	2	佐戸 仁志	○	7	和田 義清	○	
	3	長谷川 貴之	○	8	濱野 茂樹	○	
	4	中嶋 章	○	9	上辻 亨	○	
	5	山根 朝子	○	10			
地方自治法 第121条 の規定によ り説明のた め出席した 者の職氏名	職	氏名	出欠	職	氏名	出欠	出席 10名 欠席 0名
	町長	吉本 秀樹	○	住民生活課長	石野 靖	○	
	副町長	上山 富夫	○	保健福祉課長	須川 清広	○	
	教育長	石野 渡	○	地域整備課長	白須 剛	○	
	総務課長	鍵 良平	○	教育次長	石井 明博	○	
	企画観光課長	千賀 和孝	○	会計管理者	増井 和彦	○	
職務のため 出席した者 の職氏名	議 会 事務局長	倉 正人	○	主 事	千賀 さゆり	○	
会 議 録 署 名 議 員	2番	佐戸 仁志		5番	山根 朝子		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

令和元年 第4回 伊根町議会定例会

議事日程 (第2号)

令和元年12月20日(金)

午前 9時28分 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

- | | |
|-------------------------|-------|
| ○ 地産地消施設設置が必要では | 佐戸 仁志 |
| ○ 地球温暖化対策について | 大谷 功 |
| ○ 補聴器購入費用の公費負担について | 山根 朝子 |
| ○ 地域防災計画について | 長谷川貴之 |
| ○ 今後の公共交通の見通しと改善について | 和田 義清 |
| ○ 国道178号の強靱化及び渋滞対策について | 濱野 茂樹 |
| はんこレスについて | |
| 遊漁等における秩序ある海面等利用の確保について | |

日程第 3 閉会中の継続審査(調査)申出書

会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

- | | |
|-------------------------|-------|
| ○ 地産地消施設設置が必要では | 佐戸 仁志 |
| ○ 地球温暖化対策について | 大谷 功 |
| ○ 補聴器購入費用の公費負担について | 山根 朝子 |
| ○ 地域防災計画について | 長谷川貴之 |
| ○ 今後の公共交通の見通しと改善について | 和田 義清 |
| ○ 国道178号の強靱化及び渋滞対策について | 濱野 茂樹 |
| はんこレスについて | |
| 遊漁等における秩序ある海面等利用の確保について | |

日程第 3 閉会中の継続審査（調査）申出書

会 議 の 経 過

令和元年12月20日(金)
午 前 9時28分 開議

◎ 開会・開議の宣言

○議長(上辻 亨君) 皆さん、おはようございます。

本日は、伊根小学校の生徒が傍聴に来ておられます。

本日は、令和元年第4回定例会、最終日となりました。本日の議案は一般質問であります。質問される議員の方の活発な発言で今後の町政の発展を願っております。

ただいまの出席議員は全員です。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(上辻 亨君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、議長において

2番、佐 戸 議員

5番、山 根 議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合は、次の号数の議席の議員にお願いいたします。

◎ 日程第2 一般質問

○議長(上辻 亨君) 日程第2、これから一般質問を行います。

最初に、地産地消施設設置が必要ではを通告議題とし、佐戸議員の発言を許します。

2番、佐戸議員。

○2番(佐戸仁志君) 皆さん、おはようございます。

議員になって13年、初めて緊張しております。

それでは、通告にしたがいまして、本日傍聴されています伊根小学校、本庄小学校、伊根中学校の給食においてはできています地産地消についての施設設置が必要ではないかということを一一般質問させていただきます。

私は、現在、産業建設委員長をしております、委員会で伊根町高齢者の買い物支援についての調査、研究をしております。また、第6次伊根町総合計画策定のために数回委員として会合に出席しております。

その会議の中で、第5次伊根町総合計画の結果、第6次伊根町総合計画策定に向けた資料などを見ていく中、これからの伊根町をどうしていくか、会議の中でもさまざまな意見が出されております。伊根地区、伊根浦観光に力を入れ過ぎではないかとか、伊根浦以外の朝妻地区、本庄地区、筒川地区にも観光開発をすべきであるとか言われております。

私は、やはり伊根舟屋群を核とした伊根浦観光で多くの観光客を集め、伊根町の基幹産業である農林水産業を盛り上げていくことが最善であろうと思っております。そのためにも、大きな施設は要りませんが、小さくてもよいので伊根の物産を販売できる施設が必要ではないかと思っております。

町民の食料の調達はどうだろうと考えます。

我が家は、主食である米はこの役場近くの田んぼでつくり、食用以外の150キロをJAに出荷しております。野菜は、有害鳥獣との戦いに敗れ、近所からのいただきもの以外は近隣市町のスーパーで買っております。魚は、80歳を過ぎた父が、車の免許を返納するまでは伊根漁協へ毎日のように行き、伊根産の魚を毎日いただいております。今はノルウェー産のサバ、カナダ産のカニ、伊根にはいないシャケの切り身などなど他地区、他県、他国でとれたものを食べております。我が

家以外でも多くの方がそうされているとっております。

夏の伊根町最大のイベント伊根花火、秋のうまいもん祭り、筒川のそば祭りなどで販売されている伊根マグロ、養殖のほうがうまいと言われる伊根ブリ、伊根サバ、焼いたサザエ、アワビ、岩ガキ、筒川そば、薦池大納言、丹後米コシヒカリ、水菜などなど、幾らイベントでアピールしても買う場所がないのが現実であります。

最近、興味もあり、農産物を売る道の駅に寄ることが多くあります。先日も京丹後市の道の駅に寄りました。さまざまな農産物、魚の加工品が置いてあり、産地は全て京丹後市となっております。値段も観光客価格でなく、地元市民が買える販売価格であろうと思える安価でありました。

その中で目についたのが規格外のもの、畑の中で廃棄されるような小さな小さなサツマイモが安く売ってありました。私の想像ではありますが、四国の上勝町の葉っぱ商売のような高齢者の生きがいつくりではないかと感じました。

今、伊根町にある主要な観光施設は公設民営であり、伊根浦観光の拠点施設である道の駅舟屋の里公園、民泊の食事の面を補助している舟屋日和、舟屋食堂、民泊の手本、見本となる伊根舟屋ステイ海風があります。

そこで、次は地元住民が生活のため、農産物、魚介類が購入できる地産地消を目的とした施設の建設が必要ではないかと考えます。伊根町産のものを伊根町の人が高いと思わない値段で売り買いする。観光客は安価で購入でき、多くのものが売れるのではないかと考えます。

伊根浦を訪れる観光客もふえており、観光案内所の方は、お土産を売る店はないかとよく聞かれるようであります。伊根浦を訪れる方がふえる今こそ次の展開が必要ではないかと思いますが、町長の考えを聞かせたいと思います。

○議長（上辻 亨君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 皆さん、おはようございます。

小学校の皆さん、ありがとうございます。

何とか皆さんが眠たくなならないような活発な議会の一般質問をお見せしたいなとっております。佐戸議員のご質問にお答えしたいと思います。

当町で産する農林水産物の販売施設が必要ではないかというご質問でございます。

議員ご発言のとおり、第5次伊根町総合計画において、地産地消と6次産業化は、農林水産業にとって大きな課題であり、この成果を上げるべく取り組んでまいりました。伊根浦を核とした観光、それによって人を呼び込むことは、目標を50万人に定めておりましたが、それは到達しておりませんが、一定の功を奏したわけでございます。昨年度で33万人にまで至っております。その先の波及効果としては、まだまだこれからと思っております、第6次伊根町総合計画でも引き続き大きな柱として取り組むべきことと考えております。

そのような中で、土産物販売施設の設置が今こそ必要とのご質問でございます。

伊根町内で観光客が土産物を購入できる施設は、重立ったもので、舟屋の里公園、浦島公園、観光案内所、浦入水産、伊根湾めぐり、また、府漁協の伊根支所等々がございます。これが多いか少ないかはいろいろ考えようがございます。小さいながらもこういったものがございます。

しかし、農林水産業の6次産業化につながるような土産物があるかといえば、なかなか見当たらないのが実情でございます。かつてもこの役場が建つ前、旧役場前で朝市をやりました。日曜の朝、農産物、海産物はなかったです。農産物を持ち寄っていただきまして朝市を行いました。途中で農業者の方から、もう出すものがない、そう言われて終わってしまいました。

漁業者におきましても、これは朝市の話ではないですけれども、魚の干物等々加工品しかないと思いますけれども、そういったものを大々的に展開する様子がないわけでありまして。観光に来られた方からは、伊根町ならではの土産物がない、少ない、そういった声をよく耳にいたします。

そのような現状はございますが、農林漁業の6次産業化、地産地消につながる販売施設ができることは、これはもう総合計画の目標である波及効果として、これこそ目指すべきものであります。望ましくございます。

ただ、設置に関しては、誰がどこに設置し、誰が運営をするのか。好ましいのは民間活力による設置運営であります。しかしながら、言うのはたやすいですが、実現とその後の経営維持ができる

のか、そして、農林水産物の商品を誰がそこに持ち込むのか、慎重に検討する必要があります。

また、今ある農林水産物や加工品だけで土産物となり得るのか。先ほどの観光客の声にもあるように、少々疑問がございます。

よそへ行きますとありますね。広島へ行きましたらもみじまんじゅう、香川県へ行ったら讃岐うどん、香川県なんかは、もう香川県という名前をやめてうどん県にしようかなんてありますね。お伊勢さんへ行けば赤福、宮津の天橋立の売れ筋は知恵の餅と、それこそ魚の干物でございます。

そういったものが、これといった伊根町ならではの土産物を考えることが必要であります。これも誰が考えるのか。

販売に関しては、京都縦貫自動車道の京丹波サービスエリア味夢の里のように、年間300万人超の来場者があれば、あれこれ考える必要はないわけです。

私、以前、その味夢の里、京丹波町の町長さんにお話を聞かせていただいたんですけども、「味夢の里でどこが一番ようけもうけておるんですか、町長さん」とお聞かせいただきました。そうしますと、町長さんは言われるんです。「どのブースが、どこがたくさんうけておるかどうかということは、私もよく存じておりません。しかしながら、たこ焼き屋のおやは、いつもにこにこ笑っております」そんなふうに言うんです。人が集まれば何だっというわけでありまして。

そう言います中であっても、私、頭に浮かぶのは、伊根湾めぐり遊覧船に年間20万人を超える来訪者がございます。この手前、日出公民館横に一定の広い土地がございます。ここで実施する手はあるのかなとも考えます。しかしながら、その場所は伊根町の土地ではありませんので、地権者の方が何らかの手法を考えられるのも一策かと考えます。支援はできると思っています。

議員おっしゃったように、よく、観光は「伊根ばっかり」という言葉を耳にいたします。現在策定中の第6次伊根町総合計画の審議会でもそういう意見が出されていると聞いております。しかしながら、ものを売るには、人が多く集まるところに持ち込んで売る、これは商売の鉄則であります。当然の理論であります。人の来ないところで待っていても売れないわけでありまして。

では、農林水産業に従事されている皆さんはどのように思っておられるのか、本庄、筒川の農業者の皆さんから、農産物を販売する場所が欲しいという要望が上がっているのかといえ、農業基盤整備に関する要望はたくさん受けており、いろいろな農業支援はさせていただいておりますが、販売場所に関する要望は聞かせていただいております。水産会社もしかりであります。販売する場所が欲しいという要望はございません。

いずれにいたしましても、望ましくはございますが、現時点では、公設の土産物屋、特産品販売所は考えておりません。どなたかやる気のある方がいらっしゃればしっかりと支援をしてまいりたいと思います。そういうことを起業される方が出てこられることを期待するものでございます。

以上でございます。

○議長（上辻 亨君） 2番、佐戸仁志議員。

○2番（佐戸仁志君） ありがとうございます。

最初のころは前向きなことなのかなと思ったんですが、どうも一番最後でだめだという。

前回の9月議会でも申しましたが、この3年後の宮津高校伊根分校の跡地が最適な場所ではないかなと私は思っております。町長言われるように、民間、我々のような者がやっていけば一番よいのでしょ、何せ人のいないこの伊根町で、公のほうに応援していただければ何とか民のほうで経営するのではないかと私は思っております。

町長のよく言われる、ぼちぼちないものねだりをしてもいいんじゃないかなと私は思います。大きな建物は要りませんが、身の丈に合った小さなものでよいので、ぜひ考えていただけたらいいんじゃないかと思っております。

私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（上辻 亨君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 伊根町いろいろとやっておりますけれども、基本的に役場の仕事というのは商売ではないと思っております。町民の皆さんの生活を安定させる行政サービスをしっかり行っていく、医療、教育、介護、インフラ整備からすべからく世のため、人のためにやることであって、本当は商売ではないと思っております。

しかしながら、伊根町を元気づけるのにいろんな方策は頑張っております。そういう中であって、今、これだけ伊根町に人がやってくるようになったならば、ここは一つ、やっぱりそれを、それに向かって民間が頑張っていただければいいのか、それが望ましいところであろうかと思っております。そして、それに対する支援はしっかりさせていただきます。

この中でも申し上げましたように、議員おっしゃるような身の丈に合ったこじんまりとしたそういう土産物屋であれば、現在たくさん、たくさんじゃないかな、ございます。それに加えて、それとの共存も図っていかねばいけないのかなとも思っております。

なかなか公設で大きなものというわけにはいきませんし、小さなものならそこそこございます。定時制高校後の問題については、ここで論じるわけにはいきませんので、ご容赦願いたいと思います。

○議長（上辻 亨君） 以上をもちまして佐戸議員の一般質問を終わります。

次に、地球温暖化対策についてを通告議題とし、大谷議員の発言を許します。

6番、大谷功議員。

○6番（大谷 功君） 皆さん、おはようございます。

それでは、通告に基づきまして、地球温暖化対策について伺います。

最近、地球規模での気候変動が極めて深刻な状況となっていることがたびたび報道をされています。そんな中で、ことしの9月23日に開かれました国連気候行動サミットでは、16歳のスウェーデンの環境活動家グレタ・トゥーンベリさんが「人々は苦しみ、死にかけ、生態系全体が崩壊しかけている」と世界に訴えたことは、大きな反響を呼びました。

2015年に採択、2016年に発行され、本格的な運用が2020年と迫っている地球温暖化防止の国際的枠組みパリ協定では、産業革命前からの気温上昇を2度未満、できれば1.5度に抑える目標を設定し、21世紀後半までに人間活動による温室効果ガスの排出量を実質的にゼロにする方向性を打ち出しております。

1.5度の上昇であっても、深刻な熱波、嵐、水不足、山林火災、食糧生産の不安定化などが生じるとされていますが、現在、提出をされています各国の目標の合計では、21世紀末には約3度の気温上昇が起こると予測をされ、そうなった場合の破壊的影響ははかり知れないものがあると言われております。

ことしの9月25日には、科学者らでつくる国連の気候変動に関する政府間パネル、いわゆるIPCCも温暖化によって海面上昇、温度が上がり、高潮や巨大台風による沿岸部の被害がふえる危険などを予測した特別警報を公表し、強い警鐘を鳴らし、人類社会が目指すべき1.5度未満の実現が切実な課題であることが多くの人の間でも鮮明になってきました。

こうした気候変動から人類の未来を守るため、早期に温室効果ガス排出ゼロを実現する本気の行動は待たなしにもかかわらず日本政府の姿勢は後ろ向きとなっています。日本は、温室効果ガスの排出量を2030年度に2013年度比で26%減らす目標を掲げていますが、この目標自体が極めて低く、主要国では、最低レベルの上に目標上積みに応じようとしないことに批判が高まっています。

イギリスとカナダの主導で立ち上げた脱石炭連盟には、現在30カ国が参加をし、欧州諸国では期限を設けて石炭火力発電所の全廃を目指しています。一方、日本は、温室効果ガスの排出が突出して多い石炭火力発電を基幹電源に位置づけて、日本国内での新增設を認め、逆行をしています。海外での新設計画に資金援助をしていることにも批判が高まっています。この姿勢では、世界にも地球の未来にも責任は果たせません。

さて、この気候変動、日本でも近年、大雨、暴風、大雪、酷暑、暖冬など温暖化の影響ではないかと思われる異常気象が毎年のように頻繁に起こり、伊根町でもここ数年に起きた猛暑、河川の氾濫による水害、暴風被害、もうよそごとではないと多くの人を感じているのではないのでしょうか。

自然災害の猛威もさることながら、基幹産業の農業、漁業でもその影響は大変大きく、じわりじわりと迫ってきています。

漁業では、海水温の上昇や二酸化炭素吸収による海水の酸性化が進めば、海の生態系への打撃も大きく、何も対策をとらなければ海洋生物に悪影響を及ぼし、今世紀末に漁獲量は20から24%

ほど落ち込むおそれがあり、漁業のまち伊根町の資源の衰退という事態も予測されます。

農業では、稲作の現場でも深刻な影響が出てきています。昼の温度が35度、夜の温度が30度程度を超えると稲に高温障害が発生します。夜間の高温は稲の呼吸作用を増加させ、日中に生産したでんぷんが呼吸で消費されてしまい、穂や根に送り込む量が少なくなり、登熟歩合の低下や乳白米発生の原因となります。

さらに、高温の影響は、害虫であるカメムシをふやします。カメムシは、米に黒い斑点をつきさせ、品質を低下させます。多く発生すると米の検査では不合格となり、市場に出せないために農家にとって大きな影響を与えます。

永年作物である果樹は、年間を通じて環境の影響を受け、また、作期の変動が困難なために温暖化の影響を最も受けやすいとされ、ほかにもリンゴやブドウの着色不良、ミカンの浮皮、ナシの発芽不良などが挙げられます。地球温暖化による園芸作物への影響は、生産地の北上だけでなく、品質低下もあります。

野菜においては、季節栽培のナス、トマトの夏場の高温による花がつかない着花不良、実がつかない着果不良などの生育不良や着色不良などの発生、イチゴの花芽分化のおくれなどが問題となっています。

露地栽培では、収穫期の前進、あるいは遅延、ホウレン草などの野菜類の抽苔の増加、レタスの結球不良などが指摘をされています。

花においては、生育期間の高温に起因する開花期の前進や遅延、奇形花や退色などの品質低下の影響が出てきています。

このように地球温暖化に起因する気候変動は、伊根町にとっても極めて深刻な驚異であり、過去、現在まで自然の恵みを受けてきた本町だからこそ、今こそ町民とともに気候変動に対して行動を起こさなければならないと思っています。

強い危機感を持って対策をとる必要があります。自治体としてできることを進めつつ、住民やほかの自治体にも行動を呼びかける動きが広がることを願い、平和都市宣言や非核都市宣言などのように目に見える形で、例えば二酸化炭素削減宣言、持続可能なまちづくり宣言などを出し、気候変動の問題について周知、啓発に努め、政府に責任ある具体的な対策を求めていくことや、再生エネルギーへの転換、温室効果ガスの削減、持続可能なまちづくりに町民と一緒に取り組み、私たちの生活と環境をみずから守ろうという姿勢を打ち出すべきではないかと考えますが、町長のご意見を伺います。

○議長（上辻 亨君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、大谷議員のご質問にお答えをしたいと思います。

気象庁のホームページを開きますと、現在の地球は過去1400年で最も暖かくなっておりますと、そう書かれております。温暖化により地球規模での気温や海水温の上昇、氷河や氷床の縮小、平均的な気温の上昇のみならず、異常高温、大雨、干ばつの増加などのさまざまな気候の変化をもたらしていると言われております。

世界を見渡せば、南太平洋のツバルは消滅のふちに立っております。ユーラシア大陸で、アフリカ大陸で砂漠化が進んでおります。アフガニスタンで凶弾に倒れた中村哲医師がペシャワール会報に寄せていた最後のメッセージは、折しも「凄まじい温暖化の影響」、そう題する一文でありました。アフガニスタン19年間の体験に基づく訴えでございます。心よりご冥福をお祈り申し上げるものであります。

さて、地球温暖化の原因は何か、言うに及ばずであります。温室効果ガスの増加であります。18世紀半ばの産業革命の開始以降、人間活動による化石燃料の使用や森林の減少などにより、二酸化炭素の排出量がふえ、大気の温室効果が強まったことが地球温暖化の原因と考えられております。

日本での顕著な現象といたしましては、近年、台風等の災害が激甚化、広域化していること、また、伊根町においても昨年は除雪車が一度も出動することはございませんでした。ことしもまだございません。気象状況の異常を感じることは多々ございます。

昨年、北海道のほうに行かせていただきました。そのとき、知床のほうでブリがとれているんで

す。伊根にブリが上がらないのに、北海道でブリが上がる。どういうことでしょうかという感じです。シャケが入らずにブリが入っている。また、そのブリを食べる習慣がないものですから、スーパーに行くと、それがぶつ切りで売ってある。大変なことだなと思ったりもしております。

では、地球温暖化対策のため、伊根町が二酸化炭素の排出削減に効果的な施策を打っているのかといえば、残念ながらそのような施策は持ち合わせておりません。よって、議員がおっしゃられる二酸化炭素の削減宣言、持続可能なまちづくり宣言などを出すことは考えておりません。出すのは、甚だ簡単でございます。しかしながら、実質が伴わないことには、実質が伴わないそういう宣言には意味がないように思うところでございます。

しかしながら、再生可能エネルギーへの転換については、現在、エネルギー構造高度化・転換理解促進事業補助金を活用して、伊根町内のエネルギー賦存量の調査、再生可能エネルギーを活用した有望事業の検討を行っているところでございます。次年度においても、同補助金を活用した調査事業を継続すべく、補助金申請に向け準備を進めさせております。

その結果をもって、伊根町が町民さんと一緒になって、再生可能エネルギーを活用した事業計画を策定でき、いわゆるSDGsの目標の7番であります「エネルギーをクリーンに」これに取り組み、成果を出せば、そのときには大手を振って二酸化炭素削減宣言や持続可能なまちづくり宣言を出したく思うところでございます。

話は変わるのでございますが、スペイン、マドリードで開催された地球温暖化対策を話し合うCOP25において、日本は批判や抗議の標的となりました。気候行動ネットワークからは、大変不名誉な賞として知られる化石賞を贈られました。理由は簡単であります。批判を浴びる石炭火力をベースロード電源と位置づけているからであります。その改善策も示すことができませんでした。

2017年、日本の電源構成、2017年の統計ではございますが、日本の電源構成は、原子力は3%、再エネ16%、あとの80%以上は化石燃料であります。石炭が33%、LNG40%、石油9%でございます。80%以上が化石燃料であります。

昨年7月に改定をした2030年、10年後であります。政府のエネルギー基本計画、エネルギーミックスでは、原子力20%から22%、再エネ22%から24%、石炭26%、LNG27%、石油3%としております。依然として50%以上、60%近くが化石燃料であります。悪名高い石炭の比率が高いわけであります。加えて、この中で原発はだめだということになれば、20%から22%は、これはまた化石燃料であります。またぞろ化石燃料ばかりになるわけであります。問題はここにあると思えます。

伊根町が何とか宣言を出すのではなく、この根本を国家レベル、国民レベルで議論し、展望を開かなければいけない。そうでなければ問題解決には至らない。化石燃料の依存度を大きく下げるということは、一時的には日本経済の悪化を伴うかもしれないが、そうしなければCO₂の大きな削減にはつながらないと思えます。

最後に、伊根町は今までからごみの減量化、節電など、行政としても住民の皆さんとともに実践してまいりました。また、環境を守り、日本で最も美しいまちを目指すことも、ひいては地球温暖化対策につながると思えます。甚だ小さな取り組みであっても、できることを引き続き取り組んでまいりますことを申し上げ、答弁といたします。

○議長（上辻 亨君） 6番、大谷議員。

○6番（大谷 功君） ありがとうございます。

問題は、国の化石燃料に頼る政策だということなんですが、私もそのとおりだと思うんですけども、気候の危機が迫っているこういう実態と、さらなる温暖化対策が求められているという、このことの周知徹底とともに、私たちが、一人一人ができる省エネルギー機器へ買いかえるとか、自動車を購入する際には、エコカーを選択するとか、エコドライブを心がけるとか、食べ残し、飲み残しなどの無駄を減らすとか、地産地消の推進で輸送を減らそうなど、そういう運動が少しでも進むようなまちづくりとしてその啓発とご努力を町民の皆さんに町として訴えるということをお願いいたしまして私の質問を終わりたいと思えます。

○議長（上辻 亨君） 以上をもちまして大谷議員の一般質問を終わります。

次に、補聴器購入費用の公費負担についてを通告議題とし、山根議員の発言を許します。

5番、山根議員。

○5番（山根朝子君） それでは、通告書に基づいて一般質問を行います。

高齢化の進行に伴って高齢者の難聴も増加の傾向にあります。高齢による難聴は、社会参加を困難にし、ひきこもりや認知症、うつとの関係も明らかになってきています。

世界保健機関WHOが補聴器を使い始める時期として推奨しているのは中等度難聴ですが、長寿研センターが2010年から2012年に地元の2,330人を対象に行った調査では、中等度難聴で補聴器を使う人の割合は27%にとどまっていました。

理由として日本補聴器工業会が上げているのは、両耳とも高度難聴などの一定の条件を満たさないと購入への公的補助がないということ、使うことは恥ずかしいと思わせる社会的な偏見もあるのではないかということでした。

また、調整にも時間がかかり、購入しても装着するのを諦める人や次から次へと違う補聴器を購入している人もおられます。補聴器の調整には個人差もあり、身近に相談できる場所が必要であるといえます。

補聴器の購入については、平成30年度から補聴器の医療費控除が受けられるようになりました。また、障害者総合支援法により、身体障害者手帳で補聴器の補助を受けている人は、購入費用の一部を助成してもらっています。補聴器は四、五万円から数十万円と高価なものであり、耐用年数も5年ほどのものが多いようです。

高齢者が難聴になっても快適なコミュニケーションを維持し、社会参加の妨げにならないように、また、認知症予防の観点からも補聴器が必要だと診断された方には、補聴器購入費用の公費負担を求めたいと思います。

現在、伊根町社協では、耳のこと何でも相談を年1回行っておられます。相談内容は、聞こえの検査をしてほしい、人の言うことが聞こえにくい、耳鳴りがする、補聴器の使用を考えている、補聴器が耳になじまないというものが多く、毎回10名ほどが来られるそうです。

言語聴覚士による聴覚検査や聞こえの相談など、1人当たり1時間近くを要するので、現在の人数をふやすことや日数をふやすことは、スタッフの調整などから困難のようです。リピーターも多いとのことで、聞こえの相談を行ってもらえる場がもっと必要ではないかと思います。

補聴器の装着が進まない理由としては、年寄り臭くて格好悪い、操作ができない、面倒、ひとり暮らしなので必要ないなどの理由も挙げられており、社会全体の意識の変革も必要です。同時に、補聴器は高価であり、なかなか思い切れないという高齢者も少なくありません。補聴器購入への補助を行い、よりよいコミュニケーションと積極的な社会参加を支援することは必要なことではないでしょうか。

ホームページから検索しますと、21の自治体で補聴器購入の補助を行っています。対象者はおおむね65歳以上で、補助の条件としては、聴覚レベルや所得制限、医師の証明などを必要としています。補助の内容では、現物支給もあれば、購入費用の半額、補助上限は1万円から3万5,000円までさまざまです。

東京都江東区では、1990年からよりよいコミュニケーションと積極的な社会参加を目的に、補聴器の現物支給をしています。2012年度に行ったアンケート調査では、友人、家族との交流がよくなったと回答した人が72%に上ったそうです。

私ごとになりますが、私の父も93歳で、視力の低下に加え、難聴も重度になってきました。1回で話を通じることはほとんどなく、何度も聞き返されます。毎日のことになると、結構こちらでも疲れてしまい、最小限の会話しかなくなります。外部刺激や情報の減少により、認知症が進行するという悪循環も生じてきます。難聴の本人はもとより、家族にとってもストレスを軽減するために適正な補聴器の使用は欠かせないものであり、人生の質にも影響することを実感します。

ある調査では、75歳以上の高齢になると認知機能の低下に加えて、手や指の巧緻性の低下により、補聴器の装着自体が本人ではできにくくなり、音量の調整などの操作も困難になりやすいとの報告もありました。

町内の高齢者がいきいきと生活をしていく一助として、聞こえの問題に対しての啓発と補聴器が必要とされる方への公費負担を求めたいと思います。町長の見解をお伺いいたします。

○議長（上辻 亨君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、山根議員のご質問にお答えしたいと思います。

高齢による難聴は、認知症やうつ発症の危険因子であるとさまざまところで言われております。

人間にとって聴覚情報の中でも言語情報が一番多いわけでありまして、言葉が耳から入ると、脳では常に思考と情動による反応が起こります。単に音としての刺激だけではなく、入ってきた言葉、情報に対してどう応答するか考えたり、その言葉によって感情が変化したり、脳が動くことで認知機能が維持されるわけでございます。

また、言葉によりコミュニケーションが円滑に進まなくなった結果、精神状態に悪い影響が及び、コミュニケーションに問題が起こり、うつ状態になってしまう人がいると言われております。

難聴のレベルには、正常を含め、軽度、中等度、高度、重度と状態により分類されております。難聴レベルを平均聴力で言うと、障害者として分類される高度難聴は、70から90デシベル未満、重度難聴は90デシベル以上とされております。

わかりやすい言葉で申しますと、軽度難聴は、小さな声や騒音下での会話で聞き間違いや聞き取り困難を自覚するということでもあります。最近、私なんかもその部類かなと思ったりもするところがございます。中等度難聴は、普通の大きさの声の会話において、聞き間違いや聞き取り困難を自覚する。高度難聴は、非常に大きな声か補聴器を用いないと会話が聞こえない。重度難聴は、補聴器でも聞き取れないことが多いとなっており、高度難聴、重度難聴は、自立した生活が困難な方となります。

補聴器については、高度難聴、重度難聴の方は、自立した生活を送る上で必要でありますので、障害者手帳が交付され、補聴器の購入、修理の一部補助がございます。

また、軽・中等度であっても、補助ではありませんが、医師等による診療や治療を受けるために直接必要な補聴器の購入費用については、医療費控除の対象となる医療費に該当するとされているところでございます。

要するに、それぞれにそれなりの支援策があるわけでございます。そうでありますから、その上に町独自の補助制度を、障害の種別や程度あまたある中で、聴覚障害だけに特化させることは慎重に検討すべきに思います。

また、高齢者のコミュニケーションと積極的な社会参加の支援ということにおいては、伊根町の施策といたしましては、難聴の方に特化したのではなく、障害のあるなしにかかわらずさまざまな状況にある高齢者に広く取り組みを実施しておるところでございます。

コミュニケーションと積極的な社会参加を進める取り組みといたしましては、居場所づくり事業や、すこやか運動サークルなど、以前から伊根町で高齢者等を対象に閉じこもり防止、認知症予防、健康づくり、リハビリテーション等の多面的な観点から行っております。難聴を理由に外出しない方もおられるとは思いますが、多くの高齢者の外出を控える理由は、身体能力の低下だと考えております。

そのような観点から居場所づくり事業では、より身近に住んでいる地域で集い、気の合った地域の方と集うことで社会参加を促します。町では、そのような活動を行っている地域には、理学療法士や保健師、管理栄養士等の専門職を派遣し、コミュニケーションをとりつつ、身体能力の維持向上を目指すよう支援を行っております。

また、すこやか運動サークルでは、すこやか運動教室を終了した方を対象に、運動を続けることにより、身体機能の維持と社会参加の場を提供しております。

このようなことから、総じて軽度、中等度からの補聴器の使用は推奨しますが、補聴器に対する補助については、難聴のほか外出を控える要因となっている視力や身体機能などの補装具を含め、整合性や合理性を考慮し検討させていただきます。

以上、答弁といたします。

○議長（上辻 亨君） 5番、山根議員。

○5番（山根朝子君） ありがとうございます。

確かに町長おっしゃるように、社会参加を妨げているのは、わかりやすいのは、やっぱり身体機

能の低下のある方だなというふうには、私も思います。

ただ、やっぱりこうして聴覚障害のことを調べていきますと、障害を自分で理解できていない人というか、年をとったらこんなものだろうとか、それから、さっきも言いましたように、補聴器をつけると、男性なんかは、よくここにつけると目立って恥ずかしいとか、そういうふうな思いもやっぱり多くて、必要な方がちゃんと補聴器をつけられていないという実態もあるように思います。

いろんなところで伊根町は高齢者に対してもいろんな配慮とか、援助をされていると思いますけれども、聴覚障害に限っては、少しわかりにくい障害があるということを少し認識もしていただいて、町民の皆さんに恥ずかしくないんだよと、目が悪ければメガネをかける、それから、酸素なんかでも酸素吸入する人も、最初はすごく恥ずかしいという思いがありましたけれども、酸素の吸入も今は結構皆さん認知されるようになってきましたし、やっぱりそういう意味で、啓発活動というのは必要だと思いますので、そこら辺は、今後少し注意を払って積極的にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（上辻 亨君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 聴覚障害に対しまして、皆さんの意識というものもやはり、ちょっと差別的なところもあるかもわかりません。その懸念に関しての啓蒙、啓発活動については、積極的に、また担当課のほうで行わせていただきたいなど、そのように思います。

しかし、聴覚障害だけに特化した補助金だとかいう政策については、いろんな整合性を、障害関係もいろんな障害の種別やら、程度もいろいろございますので、その整合性をとりながら考えさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（上辻 亨君） 以上をもちまして山根議員の一般質問を終わります。

次に、地域防災計画についてを通告議題とし、長谷川議員の発言を許します。

3番、長谷川議員。

○3番（長谷川貴之君） それでは、通告書に基づきまして質問させていただきます。

地域防災計画についてでございます。

当町の地域防災計画は、国の基準、京都府の地域防災計画との整合性を図り策定されておられます。その中で、災害警戒対策本部の設置基準、避難基準等の考え方は、大雨、洪水、土砂災害、津波、高潮となっております。

当町は日本海に面する集落が点在する地域でありながら、地域防災計画の考え方におきましても暴風、高波での災害警戒対策本部の設置の避難基準がありません。

当町は、建物被害が発生で対策本部が設置されることとなっており、また、全国の自治体を見ましても、暴風警報で警戒本部の設置基準を定めておられる自治体もございます。

本年10月の台風19号では、雨量は少なかったですが、内陸部の舞鶴でも北の風20m、経ヶ岬で波高9.1mを観測しております。残念ながら一番近い経ヶ岬につきましては、風速計が南の風を計測できないということで、データが残っておりません。

また、平成29年の台風21号は直撃の進路ではなかったものの、予報どおりの暴風、高波となり住民が不安な一夜を過ごされました。本年も暴風と飛散物、猛烈な風による波しぶきで、私もちょうど国道から地域をパトロールしておったんですが、波しぶきで集落が見えない状態で、私も風で飛ばされました。そのような状況で、区民の方も避難すらできる状況ではありませんでした。建物、漁港施設におきましても、平成29年台風21号に匹敵する被害もありました。

近年は、台風の進路に当たります地域はもちろんですが、豪雨、土砂災害、河川の氾濫の防災意識だけが高まっているようにも感じます。

何度も申し上げますが、現在、当町の地域防災計画では、暴風に特化した警戒対策本部の設置、避難勧告等の発令基準もなく、今後の災害に強いまちづくり、地域防災のあり方を考えますと、基準の見直し、暴風を想定した基準等も新たに設ける必要があるのではないのかと思います。今後の防災計画について町長の見解を伺います。

○議長（上辻 亨君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、長谷川議員のご質問にお答えしたいと思います。

初めに、国、府の基準、当町の地域防災計画の概要及び令和元年台風第19号における当町の対

応をご説明させていただき、今後の対応のあり方について回答をいたします。

内閣府が公表されております避難勧告等に関するガイドラインでは、洪水、土砂災害、高潮、津波、これに関する発令を判断するための情報及び発令基準設定の考え方が記載されておりますが、暴風のみに対する考え方についての記載はございません。

当町につきましては、議員の皆様にも配付しております伊根町地域防災計画に災害警戒本部の体制、避難勧告等の発令基準を定めております。防災計画は600ページほどございます。議員の皆様も機会を見つけていただきご一読をお願いするものでございます。

その中で災害警戒本部等の設置基準は、第2編災害応急対策計画第2節動員計画に、大雨・洪水・津波・高潮警報の発令、台風の進路にあたる時、大雨その他異常な自然現象により道路冠水、河川橋梁通行止措置、田畑冠水等の事象が開始したとき、または短時間のうちに見込まれるとき、その他町長が必要と認めたとき、そのときに災害警戒本部を設置することになっております。

避難勧告の基準は、第2編第9節避難に関する計画に洪水、土砂災害、津波、高潮に対する避難勧告の発令基準が記載されており、細かな内容につきましては防災計画をごらんいただきますようお願いを申し上げます。

実際の災害対応につきましては、これらを基準として災害警戒本部の設置、避難勧告の発令などを行っております。

国、府の基準や当町の防災計画の概要についてご説明いたしましたが、現状では、暴風警報による警戒本部の設置、避難勧告の発令基準はございません。しかしながら、災害が発生するような暴風、つまり台風の接近に際しては災害に対する警戒を行う規定となっております。要するに暴風でも基準はあるということでございます。暴風だけに特化した新たな基準設置をする必要はないと考えております。

それでは、台風第19号のときの当町の体制についてご説明申し上げます。

平成30年第1回定例会における濱野議員の一般質問の回答の中で、当町の災害発生前の対応について回答いたしましたとおり、台風接近前に災害対策、あるいは警戒に関する会議を開催し、どのような被害が予想されるか、その対応を本防災計画に基づき、いつ、誰が、何をするのかについて確認をいたしました。

事前の京都気象台からの情報では、京都府北部地域に大雨・洪水・暴風警報が発令される予報が示されており、警報発令時に災害警戒本部を設置することとしておりました。よって、当日は暴風警報発令時に災害警戒本部を設置しております。

全国的に被害が多い中、他の市町村に比べまして大した被害も発生せず、暴風警報のみの発令となりましたが、必要に応じて災害警戒本部体制を強化する予定をしておりました。

しかしながら、現状は、雨量、累加雨量ですけれども、79ミリ、1時間最大雨量が9ミリでありました。筒川最大水位10センチであります。風速20.7m、こういう状況であったので災害警戒本部体制強化、避難勧告は行っておりません。

防災計画では、暴風のみはございませんが、台風接近時には、災害警戒本部体制を整えております。台風ときはそれなりの対応、基準がございます。台風なしの暴風となりますと、考えられますのは、これからです。冬型の気圧配置が強まる、そうしますと経ヶ岬のほう、風速20mを超えて、波高が6m、7m、波の花が咲くというようなそういう状況はございます。また、いわゆる春一番、日本海に低気圧が入ってきて大変発達をする、台風並みに発達をする、あの春一番等々考えられるわけですが、そういったもの、自宅非難で問題はないと思います。台風であっても風だけなら自宅でよいと思っております。風に特化した警戒本部の必要はないと考えております。

住民避難につきましては、議員のご指摘のとおり暴風時の避難は非常に危険でありますので、早目の避難が必要となります。地域の皆様から風がきついので避難したいという、そうなるだろうから避難したいというご要望がありましたら、各自治会の集会所を自治会運営で開設することも可能でございますし、沿岸側ではなく内陸部でというご要望であれば、主要避難所、いわゆるほっと館、泊泉苑、本庄地区公民館、筒川文化センターなどを自主避難所として開設することも可能でございます。そのようなご要望がございましたら、ご相談いただければありがたく思っております。

雨量のように風速の数値を細かく予想することは困難なことから、防災計画や国の基準では、数値に基づく避難勧告の基準などはございません。

繰り返しになりますが、台風のときはそれなりの対応、基準がございます。台風なしの強風は、自宅で問題ないと思います。台風であっても風だけなら自宅でよいと思うわけでございます。不安な方は前もって避難所へ自主避難をしていただければよいということでもあります。対応はさせていただきます。

ご質問の通告書の中に、暴風に対する対策はという言葉がございました。これにつきましては、風に負けない建物にすることだと思います。蒲入の消防車庫は、場所も変え、鉄筋コンクリート構造にいたしました。個々の住民の皆さんもそれなりに実践をされていることと思います。また、ことしの台風19号の経験から送電線の鉄塔の強度基準も変わるそうでもあります。風に負けない建物にすることでもあります。

当町の災害対応といたしましては、さまざまな状況を踏まえながら柔軟な対応をしております。今後もそのように努めます。皆様もご協力いただきますようお願いを申し上げ、答弁いたします。

○議長（上辻 亨君） 3番、長谷川議員。

○3番（長谷川貴之君） ありがとうございます。

まず、台風第19号の対応につきましては、先ほどお聞かせいただきましてよくわかりました。ただ、それが住民の皆さんに、漁業集落の方から対策本部はどうなっているんやという声を当時間かされました。それがそういう対応を行政のほうがしているというところが伝わっていなかったのではないかなと思っております。

防災・減災ということで、私も消防団に所属をしておるんですが、集会所を開設していただいたり、そういう対応は行っております。建物も暴風対策できるようなしっかりした建物ということで、私の出身の地域ばかりの話になるんですが、普通の住宅プラスはりも1本多いようです。

しかし、暴風で日ごろから2階は当然揺れますし、1階は非常にきしむような状態で、ひとり暮らしのお年寄りなんかは、いつも不安に思っておられるところが現状でございます。

今後もどのような災害等が発生するかわかりませんので、そういった防災・減災の強いまちづくりに努めていただきたいなと思っております。

以上です。

○議長（上辻 亨君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 先ほども申し上げましたが、台風19号のときは、役場の対策本部は言うに及ばずで、設置をしておりましたし、その台風の強度いかんによっては、その都度形態を変えていく、集まる人間も、警戒に回る人間も変えていく、当然そのように当たりましたけれども、言わせていただいたとおり、あのような状況だったので、そういう強化はしておりません。しかしながら、ちゃんと役場のほうには対策本部は設置しておりますし、役場のほうで対策本部を設置しておることにつきましては、防災行政無線で、台風近づきますよと、伊根町ではこういう対策本部をつくってありますよということは申し上げております。

今回、そこは申し上げましたけれども、状況的に、我々の判断として、避難所は開設していませんよね。必要ないということで避難所は開設をしませんでした。

その辺の周知につきましては、今度は、来年から、防災タブレット、これを有効に活用させてもらいまして、今度は、1回言っただけではなく残りますので、その辺の活動も含めて周知はしっかりしてまいりたいと思います。

また、避難に関しましては、これは、うちの伊根町の方針としては、もうどうですか、事前に避難をいただくということなんです。夜になったり、それから、風が強くて、本当に強くなって、そのときに夜中であろうが何であろうが避難しなさいということは、もう極力我々やめることにしております。その前に避難する。予想を立てて、予測を立てて、やっても意味なかったねと言われることがあっても、空振りオーケーの気持ちで準備をさせていただいております。

また、防災・減災、気張って努めさせていただきます。ご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（上辻 亨君） 以上をもちまして長谷川議員の一般質問を終わります。

休憩します。再開は50分を予定しております。

休憩 10時39分

再開 10時51分

○議長（上辻 亨君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、今後の公共交通の見通しと改善についてを通告議題とし、和田議員の発言を許します。

7番、和田議員。

○7番（和田義清君） それでは、通告書に従いまして私の一般質問に入らせていただきます。

最初に、入る前に、12月4日アフガニスタン東部にて、当初国境なき医師団で医師として活躍しながらペシャワール会の代表としてアフガニスタン内戦による諸問題の根本解決のために水路をはじめ、農業、インフラ支援に奮闘されておられました中村哲さんが不幸にも銃弾に倒れ、お亡くなりになりました。ここで謹んで哀悼の意を表し、ご冥福をお祈りいたしたいと思います。

それでは、一般質問のほうに入らせていただきたく思います。

今後の公共交通の見通しと改善について、住民との協働による町内交通弱者の利便性向上に視点を置き、質問いたします。

今年度、行政主催により町内各地で住民懇談会が開催されました。主要テーマは防災タブレット配布にかかわるものでありましたが、各地で参加された住民の方々からさまざまな視点での意見、質問、提言等もございました。

その中で、現状の町内運行バスや路線バス等について、利便性・効率性・公平性の低さ等の意見が見受けられたかと感じております。

不便な理由としては、町内診療所への通院、町外病院への行き帰りの路線バスと町内バスとの時間的なアクセスの不便さ、高齢者を中心とした自家用車等の移動手段を持たない方々が買い物支援バス等で買い物にかけた際、買い物だけでなく金融機関等へも行きたいが、限られた時間内のため、なかなか行けない、また、町内バスで行くと逆に次のバスまで時間が余り過ぎる等の移動手段等による不便性をよく耳にし、実際、懇談会でもそのような意見が出ておったのではないかと感じております。

それらに対する答弁内容は、丹海さんとの調整課題、これまでの利用乗車率と事業費を示された上での費用対効果等を含めた現状課題等を挙げ、丁寧に住民の方々に対しては答弁されていたと記憶します。

また、今後の対応予定として、デマンドバスの移行への可能性、今月導入予定の防災タブレットの利活用を予測しての新たな改善、対策、そして、改善に向け前向きに取り組む意向を示されておられたと記憶しております。

加えて、現在審議されています伊根町第6次総合計画審議会の計画案の中でも、自宅からバス停まで遠い距離に住む高齢者がいることも把握した上で、路線バスの利用促進を実施しながら、住民が利用しやすい手段を検討し、町内全域における公共交通手段を確保する案が示されていると思います。

現在、防災タブレットの新たな利活用については、まずこれから住民の方々に実際に使用していただいた上で、これが非常に便利なものと実感していただき、ある程度、使いこなしていただかないと、なかなか前には進めないかなというふうに考えております。

また、丹海さんとの調整を含めた課題解決、その後の新たな事業者もしくは事業の協力者の選定等、時間を要することも予測されます。

この点については、一住民でもあり、住民の代表でもある議員としてもでき得る限りの協力をしていきたいと考えております。

さて、ここで1つの事例を紹介したいと思います。

先月11月7日の議会視察で行きました広島県東部に位置する神石高原町は、人口約8,900人、世帯数約3,900世帯、平成30年度の一般会計決算歳入歳出の決算額は約116億円規模の町でございます。

この神石高原町では、町民の交通手段の確保を目的とし、約7,000万円の事業費でふれあいタクシーという事業を実施されておられました。ふれあいタクシー対象の町民の方々の自己負担金

は600円で、それ以上かかった分は町が補助するという仕組みでありました。

タクシー事業者は合併前の旧町村にあった既存のタクシー会社であり、事業費の年々増加による財源確保、乗り合わせの要請による改善など、常に課題、改善点もあるようですが、住民要望に応えるため持続可能な地域を支える制度としても、今後も維持、継続していく方向で取り組んでおられると聞いております。

伊根町とは財政規模も人口規模も違い、また、町内の既存タクシー会社がある点等、明らかに伊根町と異なる点はございますが、地域変われば事情も環境も変わり、違う点があるのは重々承知しておりますが、神石高原町も山間部に点在する集落には高齢者が多く、交通弱者への交通手段の確保のため、これまでコミュニティバス、デマンドバス等いろいろと段階を踏んで実施されてきたとお聞きしました。そして、最後はこのふれあいタクシー制度に行き着いたと役場職員の方々からも伺いました。この点については、伊根町も同じ道を歩んでいるのではないかと深く感じたところでもあります。

事業実施の方法につきましては、財源と担い手の確保、事業実施の現実的な持続可能性等検証していかなければなりません。また、この神石高原町は、自治体基本条例の中でも地域住民が主体的に取り組むための協働支援センターを支援、設置し、住民と行政による協働のまちづくり推進を目指しておられました。

現在、当町を含めた全国の地方自治体は現実的には、あれもこれもできた時代から、あれとこれしかできない時代になりつつあり、限られた財源の中でPDCAを繰り返しながら、選択と集中をもって必要な事業の実施をしていかなければならない環境下に置かれております。

伊根町においては、住民の生活向上のための新たな事業実施、見直しをする場合においては、人口減少、少子高齢化による担い手不足がさまざまな面において大きな壁となる場合が多々あります。集落別においては、地域、集落間の自助、共助も困難を来し、公助の面においても人手不足、担い手不足から、町外の業者に頼らざるを得ない面もあります。

最近では、全国的な人手不足から町外の事業者も含め、必要なときには求まらないケースが出ることも予測されます。まさに、あれとこれしかできない時代が現実的に到来している現状にあるのではないかと考えます。

町内人口も2,200人を割り、まだ人口減少が続くと予測される現状では、限られた財源と人手で地域、町の持続を維持していかなければなりません。そのためには、住民と行政の協働が今後においてもますます不可欠になってくると予測しますが、住民の方々も複数の団体に所属し、全てを無償ボランティアで協力することは不可能であると考えます。

今後は、住民生活向上のための事業にも活動報酬が受け取れ、住民の方々も副業もしくは本業として参加しやすい協働体制を構築していく必要があるのではないかと考えます。

伊根町第6次総合計画審議会の意見の中にも、地域経済の循環率を50%から70%を目指すべきとございました。民間レベルでは消費者に選択権があり、おのおのの事業所別の企業努力が必要となりますが、まずは、事業主体が町の場合は事業実施に弊害がない場合、でき得る限り町内の企業、団体、住民の方々との協働となるような働きかけが地域経済の循環率向上にもつながっていくのではないかと予測します。

以上の観点から、町内バスの改善促進の際には、住民の自家用車等を利用したデマンドドライバー活用の体制が構築できないかなというふうを考えております。

そこで、以下の点について町長のお考えをお伺いいたします。

1点目は、これまでと現状の町内コミュニティバス、路線バスの乗車率をお示しください。

2点目、その費用対効果の検証をお示しください。

3点目、今後、改善していく上で予測している課題点をお伺いいたします。

4点目、現状での町内バス改善の見通しについてのお考えをお聞かせください。

5番目、今後の住民との協働体制、ボランティア人員の確保と有償ボランティアについてどのようなお考えがあるのかお示しください。

以上5点について答弁よろしくお願いたします。

○議長（上辻 亨君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、和田議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず1点目、路線バスの現状でございますが、平成25年10月から200円バスの実証実験、平成29年10月に本格運行に移行しました。平成30年度で伊根町内を運行する伊根線、蒲入線、経ヶ岬線の3路線は乗車人数が実施前の2倍、運賃収入も実施前の92%まで回復し、運賃を下げた乗車人員をふやし、収入源も確保するという目的をほぼほぼ達成しております。

国、府、市町の協調補助も、乗車人員の増加により国庫補助が確保され、町が負担する額も実証実験開始後は一時増加をいたしました。一時増加をしたとき、平成26年なんでもございますが、1,659万9,000円、これだけかかっております。しかしながら、今年度は1,234万3,000円の見込となっているところでございます。

この成功要因は、インバウンド需要が大きなものと考えておりますが、府、市町、運行事業者による地道な利便性向上の取り組みもこれも一つの成果であると考えております。

しかしながら、与謝野町を走る与謝線、福知山線では、乗車人員が思うように伸びず、路線の縮小、廃止が検討されるなど、利用が少ない路線においては維持することが難しいという現状がございます。伊根町を走る路線においても、このインバウンド需要に頼り切ることなく、生活路線を基本として、住民の方々の利便性向上をさらに進めていく必要があると考えております。

一方、伊根町コミュニティバスの現状でございますが、伊根町コミュニティバス、通称伊根バスは、津母日出線、亀山日出線、筒川日出線、筒川本庄線、野室本庄線の5路線がございます。津母日出線、亀山日出線の2路線、筒川日出線、筒川本庄線、野室本庄線の3路線をそれぞれ1車両ずつ、計2車両で1日20便を運行しております。

伊根バスは、路線バスが運行していない地域の交通を補完するために運行しており、各地域から幹線への接続、診療所への通院などにご利用いただいております。また、平成30年4月からは、津母日出線には、朝妻地区から伊根小学校に通学する児童も乗車しております。

伊根バスの利用状況、乗車率でございますが、始点から終点まで一人の方がずっと乗られた場合を1とする平均乗車密度で申し上げますと、車両ごとに異なりますが、平成30年度は津母日出線、亀山日出線が0.3人、筒川日出線、筒川本庄線、野室本庄線は0.2人という状況でございます。

町としては、「乗って残そう公共交通」を合言葉に交通施策を進めており、申しわけございませんが、利用の少ない路線のデマンド化や薦池、河来見ではバス停の廃止などの措置をとらせていただきました。また、本年4月からは、150円の運賃を実質無償化する利用促進事業を実施したところでございます。

結果、令和元年度の平均乗車密度は、津母日出線、亀山日出線が0.4、筒川日出線、筒川本庄線、野室本庄線は0.3と若干の改善が見られましたが抜本的な改善には至っていないところが現状でございます。

2点目の費用対効果、伊根バスの運行に要している経費についてでございますが、伊根バスは、丹後海陸交通株式会社に運行をお願いし、赤字が発生した場合には、その赤字額の全額を負担する形で運行しており、当然、運行状況から見てもおわかりのとおり赤字なわけでございます。平成30年度で1,352万9,000円の赤字補填を行っております。

1,352万9,000円補填を行って日に20便、年間延べ7,300便を運行する、その1便1便の乗車率は、どれもこれも1以下、コンマの世界であります。費用対効果はと問われると、大変悪いと、そういう回答にならざるを得ません。しかし、公共交通というものは、費用対効果が悪いから即廃止とはできないものと考えております。

3点目、改善していく上で予測している課題点はとのご質問でございますが、要は住民さんが利用しない、乗らないということが問題であります。

4点目、現状での伊根バスの改善の見通しはとということでございますが、これすなわち住民さんが今以上に利用してもらえるようにできるかどうかであります。

これまでから、その対策について手をこまねているわけではなく、先にも申し上げましたが、スクールバスを廃止しコミバスに混乗させたり、利用のない区間、便の廃止、運賃の実質無料化など、改善に向けた取り組みを行ってはおりますが、その効果はいま一つという状況でございます。

今年度から実施している運賃無償化の利用促進事業は、ただで乗ってくださいというのですが、

これでも利用はなかなかふえておりません。ふえないということは課題の改善の見通しは立っていないこととなります。

このまま赤字補填を続けコミバスを維持していくのか、廃止し別の交通手段の導入を検討するのか、2者択一の状況になっていると思うところでございます。

また、赤字補填を続けてコミバスを維持するという方法を選択したとしても、運行事業者においては、運転手不足、さらには車両の整備士も不足しているようで、町は維持したくても運行事業者が撤退されるという事態も予測をされるわけでございます。

5点目、では、今後の伊根バスをどうしていくのか。今まで申し上げましたこと、そういった現状を総括して考えると、行き着くところは、もう明らかではないかなと、結局のところデマンドタクシーへの移行になると思います。

るる申し上げましたように、1,300万円を超える赤字補填をし運行する、でも、乗らない。乗らないというよりは、ここにおられる皆さんで誰か乗ることありますか。コミバスに。ないでしょう。ほぼ。これ、限られた交通弱者の方の運送手段なんです。その限られた交通弱者の方もバス停遠い、行きたいところへ行けへん、便もあらへん、不便だと言われる。デマンドタクシーへ移行すべきではないかなと思うところでございます。診療所の利用、路線バスへの接続、役場や社協などへ出向く際の利用など、家の玄関から目的地まで、ドア・ツー・ドアのサービスを提供することだと思います。診療所などは、たくさんおられますので、それをタクシーで全部というわけにはいかんでしょう。それは地域を分けて、週1辺診療所行きのバスを回す。今週は伊根、次は朝妻、次は本庄、次は筒川、ぐるぐるとそういうバスを回す。そういう手もありかなと思ったりはしております。

この仕組みをどんな形で構築するか、9月補正予算でモビリティシステム事業化検討調査の予算800万円を計上させていただきました。その検討を進めようと思ったところでございますが、国の補助金が採択いただけず、着手できておりません。

交通対策というものは、後戻りができないものと考えますので、運行形態、運行事業者、認可取得などに加え、事業採算性の検討、まず、ここを整理した上での制度設計を行い、伊根町内で事業として成り立つものなのか検討する必要があると思っております。

また、運行体制については、できることなら町内にお金が残る仕組みがよいと思っており、運転手の人員確保もボランティアでなく、職業として業務内容でも金銭面でもしっかりとした体制をつくるべきであると考えます。それらを検討、検証するために、次年度においても補助事業を使った調査事業にエントリーしたいと考えております。

あくまでも私案と申しますか、思いであります。具体的計画ではございませんが、昨年設立した一般社団法人伊根町ふるさと振興公社には、現在、ごみ収集、し尿収集の業務を委託しております。ここにデマンドタクシーの業務を担わせ、あわせて公用車の運転業務、スクールバス、買い物支援バスの運行も含めると一つの事業経営体として成り立つのではないかと胸算用をしておるところでございます。

そこに、運転手として、町民を雇用できれば、雇用の確保と経済の町内循環にも寄与できるのではないかと考えております。1,300万円の赤字を出しておりましたも、有効ならばいいんですけども、有効ではないと言われ、そして、その1,300万円も丹海さん、町外の事業者のところへ出ていくわけです。そうじゃないんです。逆にその1,300万円、利便性高めて1,300万円、まだ赤字が出るとしても、その赤字が町内に残るのではあれば、これはそれなりに有効ではないかと考えるところでございます。

あくまでも思いであり、胸算用でありますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

以上、答弁といたします。

○議長（上辻 亨君） 7番、和田議員。

○7番（和田義清君） 前向きなご答弁ありがとうございます。

実際に、町外に勤めておられる住民の方々も伊根町で生活ができるぐらいの給料の職種があれば、地域住民の方々にも役に立って生活保障ができるぐらいの給料がある仕事があれば、私はあえて町外に出る必要もないという方々のご意見も聞いておりますので、町長、今述べられた前向きな答弁

に関して、例えばドライバーの確保等、一議員として協力できることがあれば積極的に協力していきたいと思っておりますので、課題はなかなか多いところもございますが、前向きに進んでいただければでき得る限りの努力をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたしますとしまして、私の一般質問を終えさせていただきます。

○議長（上辻 亨君） 以上をもちまして和田議員の一般質問を終わります。

最後に、国道178号の強靱化及び渋滞対策について、はんこレスについて及び遊漁等における秩序ある海面等利用の確保についてを通告議題とし、濱野議員の発言を許します。

8番、濱野議員。

○8番（濱野茂樹君） それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、1点目が国道178号の強靱化及び渋滞対策についてでございます。

国道178号は、京都府舞鶴市から鳥取県岩美郡岩美町を結び、沿線地域住民の生活と地域経済の発展に大きく寄与する重要な幹線道路でございます。言うまでもなく、道路の社会的役割は大きく、活力ある地域づくり、快適な生活環境、安全で安心な地域社会実現のための中核的な役割を担っております。つまり、道路は、次世代につなげるまちづくりのために最も重要な社会基盤とも言えます。

この当地域を支え丹後半島沿岸地域を連絡する一般国道178号は、昨年、平成30年7月の豪雨において、連続雨量の超過による通行規制が敷かれました。同時に斜面崩壊が発生し、伊根町蒲入から京丹後市袖志間で7月6日午後10時から8日11時までの37時間、宮津市里波見から同市長江間では約4日間の長期にわたり通行どめが発生しました。周辺の迂回路についても崩土や路肩決壊が発生し、伊根町全域並びに宮津市の養老、日ヶ谷地区が1.5日孤立する事態となりました。当時、早期開通に尽力いただいた関係機関には、改めて御礼を申し上げる次第でございます。

しかし、この一事孤立解消後も、地域住民、地元経済界は大きな不安を抱えております。一般国道178号は、斜面崩壊等による孤立の根本的な可能性が解消しておらず、従来生じている越波や路肩崩落についての不安要素も手つかずでございます。地域住民は、緊急輸送道路でもある国道178号の整備及び災害対策についての早急な行動を強く望まれているものであります。

このような動きの中で、国道178号の宮津市日置から伊根町間については、平成30年12月21日、ちょうど1年前、伊根町、宮津市、市町議会、地域団体、商工観光関係団体により、国道178号(宮津市日置から伊根町)強靱化促進期成同盟会が設立されました。以後、本日まで、京都府をはじめとする関係機関への要望、陳情、強靱化促進に関する調査研究事業が実施されており、関係機関の早急な行動と熱意に敬意を禁じ得ないものでございます。

しかしながら、通行規制雨量を超過し、37時間にわたり通行どめとなった蒲入から京丹後市袖志間については、現時点で通行規制基準緩和のための対策事業計画がされていないと伺っております。連続雨量による通行規制基準は、一般国道で、京都府下に現在13路線、丹後広域振興局管内に6カ所あり、そのうち国道178号が宮津市由良から栗田、奈具海岸200ミリ、宮津市里波見から伊根町高梨120ミリ、伊根町長延から京丹後市、丹後町袖志150ミリと3カ所を占めております。

国道178号は、丹後、天橋立、大江山国定公園を通る京都府北部の丹後半島の一周道路であり、海岸沿いの見事な景観を眺めるロケーションで、観光資源としても重要な道路であります。

しかしながら、178号は、平成18年にも全面通行どめとなり、伊根町は孤立しました。平成28年には、大規模な路肩決壊により蒲入から京丹後市、袖志間で数カ月にもわたり全面通行どめとなっております。海岸高所区間は、特に落石や崩落が多く、通行どめや片側交互通行規制が発生しやすくなっております。近年の異常気象により、大雨が多発しており、これによりたびたび道路が被災し、生活や仕事、観光などに大きな影響を及ぼしております。

本区間も、漁業関係者のみならず、通勤、通院に利用されており、沿線地域住民の生活と地域経済の根底を支える重要な幹線道路といえます。このことを鑑み、本区間も宮津市日置から伊根町間同様、強靱化を図っていくべきだと考えますが、この件について改めて町長の見解を伺いたいと思っております。

また、年始、ゴールデンウィーク等を中心に発生する宮津市の丹後一宮元伊勢籠神社周辺を先頭

とする国道178号線の渋滞により、地域住民、路線バス利用者、観光客にも影響が出てきております。宮津市のゴールデンウィーク及び正月における国道178号の渋滞対策について述べさせていただきます。

平成27年度から29年度までは、府中小学校等に臨時駐車場を開設し、平成30年度は、地域自身の取り組みとして、府中地区自治連合協議会や天橋立府中観光会による府中地区渋滞対策協議会が立ち上げられ、結果として、市と地元観光会からの補助金により臨時駐車場が開設されました。

令和元年度からは、協議会の自主財源の確保のため、ゴールデンウィークに開設した臨時駐車場の有料化の取り組みが開始されました。協議会において天気予報などをもとに渋滞予測を行い、4月28日、5月4日、5日の3日間で臨時駐車場が開設されました。

しかし、結果といたしまして、10連休が影響し、予想をはるかに超える観光客が訪れ、臨時駐車場を開設しなかった5月2日、3日におきましては、大きな渋滞が発生しました。ことしの10連休期間中は、幸いにして緊急車両、消防車両の緊急車両事案はなかったようですが、緊急車両等の通行にも影響が出ることが推測され、伊根町民の安心・安全はもちろん、地域経済への影響も鑑み、京都府宮津市への要請と本渋滞対策について町長の見解をお伺いしたいと思います。

2点目でございます。

はんこレスについてお伺いいたします。

近年、各種手続から押印の手間を省くはんこレスの取り組みが、民間のみならず、各自治体でも進められております。全国では、千葉市が2014年から同様の取り組みを推進し、既に3分の2の手続の押印を求めておらず、同様の取り組みは他の自治体にも広がってきております。

文書のデジタル化やオンライン化を進めることで、押印という手間を排除し、利便性を高め、行政や企業側の人手不足を補う狙いもあるようでございます。

一方で、日本に根づくはんこ文化が廃れることを憂う声も出てきております。はんこを押したからといって書類の記載内容が本人の意思によるものという確証になるわけではありません。その辺で三文判を買ってきて、ぼんと押せば、他人でも簡単に書類を偽造できるのが現状であると分析します。

また、国も法人設立時に義務づけられた印鑑の届け出を任意化する方針で、実現に向けて商業登記法改正案が来年の通常国会に提出、再来年の2月からの実施を目指しております。

伊根町においても、一部業務でペーパーレス化の取り組みが始まっており、財務伝票をはじめ、起案の電子決裁化が積極的に図られております。IT化が進む現代において、このようなはんこレス、ペーパーレス化は、社会が求める自然の流れとも言えます。今後は、住民の負担を軽減すべく、社会における価値観なども考慮しながら、申請、届出に伴う行政手続を簡素化するなど対策を講ずるべきだと考えますが、この件について町長の見解を伺うものであります。

具体的な質問は次のとおりでございます。

所得申告など国の法令で義務づけられたものなど、法令または通達等により住民に義務づけられている押印が必要な申請、届け出書類はどれくらいあるのか。

2つ目、各種手続における押印廃止を進め、手続簡素化を図る考えはないかでございます。

最後の質問でございます。

遊漁等における秩序ある海面等利用の確保についてでございます。

漁業を職業としていない人が営利に関係なくレジャーを目的に釣り、潜水などを行う遊漁人口やマリンレジャーが所得向上や余暇時間の増大により年々増加しております。これにより、一部のマナーの悪い釣り客と漁業者や地域住民との衝突が起り、さらにはごみの問題、路上駐車や私有地への侵入、夜間の騒音、ミニボートによるトラブルなどが続発していることは、以前の一般質問でも答弁いただいているように、共通認識として承知いただいているものであります。

さきの一般質問等では、海面等を利用する際の仕組みや駐車場の有料化、漁業関係団体代表者会議の開催や全国での対策を参考とし、関係期間との連携を図り、マナーの悪い人は伊根町では釣りができないと思わせる何らかの対策、方針を検討するといった前向きな答弁もいただいております。

周知のとおり、遊漁に含まれる釣りは、公物の自由使用の範囲とされ、他人の権利等を侵害しない限り自由に使用することができます。しかしながら、本町における一部のマナーの悪い釣り客に

対する町民、漁業者の怒りは限界に達しつつあると言えるのではないのでしょうか。

漁港施設は、地方自治法第244条第1項の規定による公の施設とされ、同条第2項の規定については、普通地方公共団体は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではないと定められており、当町でも危険箇所での事故防止を正当な理由として部分的に一般利用者の立ち入り制限がなされております。

また、日本国においては、2001年9月のアメリカ同時多発テロを受け、2004年7月に海上における人命の安全のための国際条約であるソーラス条約が改正され、テロの阻止のため港湾施設の保安体制の強化が国際的に義務づけられ、この結果、日本では100カ所以上の港湾施設が柵で囲われ、立ち入り禁止となっております。

ごみのポイ捨て、釣った魚や残骸の投棄、野外でのトイレ行為は廃棄物の処理及び清掃に関する法律や漁港漁場整備法、サザエやアワビの捕獲は漁業法、迷惑駐車は道路交通法、漁港漁場整備法といったぐあいで他府県などの漁港施設利用の注意事項も漁港漁場整備法や他の法律で禁止されている行為のみとなっているのが現状のようです。

カルビ海岸等のロックアウトや駐車場整備をはじめ、本問題についてご尽力いただいておりますが、再度一步でも前に進めるため、過去にわたって一般質問した一部のマナーの悪い釣り客対策について、本町の取り組みの状況及び今後の対策等について、どのように把握し、対応を考えておられるか見解をお伺いいたします。

○議長（上辻 亨君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、最後の濱野議員のご質問にお答えをしたいと思います。

まず、1点目の国道178号の強靱化及び渋滞対策についてでございます。

昨年の7月豪雨では、国道178号が斜面崩壊等により日置、長江間、そして蒲人、袖志間で通行どめとなり、う回路も同様に通行どめとなったため、一時的に伊根町全体が孤立状態となったわけでございます。

そういったことのないよう、国道178号及び迂回路の道路交通確保についての要望は、このような事態が起きる前から、その後も、知事、京都府建設交通部長、丹後土木事務所に事あるごとに行っております。そして、昨年12月には、議員のおっしゃったとおりでございます。宮津市と共同し、国道178号強靱化促進期成同盟会を設立し、要望活動等を行っているところでございます。

そこで、次は、蒲人、袖志間についてはどうかのご質問でございますが、国道178号の通行どめにつきましては、斜面崩壊等物理的理由のほか、連続雨量規制による通行どめもでございます。里波見、高梨間は連続雨量120ミリ、蒲人、袖志間は150ミリとなっております。これは、雨が降りやんだとしても連続3時間を超えないと解除にならないわけでありまして、したがって、斜面崩壊がなく、雨がやんでもその時点から3時間は通行どめが続くことになるわけでございます。

京都府下の国道の連続雨量による規制区間は6路線13区間でございます。その中には、山陰近畿自動車道、国道312号として宮津、須津間と須津、大宮間も含まれております。規制雨量は120ミリから200ミリとさまざまでございます。200ミリと言いますと、栗田から由良の間ですかね、あそこは大変しっかりと整っております、そこは制限が200ミリ以上ということでございます。

しかしながら、大概の場所は、大体150ミリ以上となっております。そういう中で、いかに里波見、高梨間が早急に強靱化を要するかということがよくわかるのではないかなと思っております。

そのような理由により、強靱化につきましては、日置を含め宮津方面を最優先としていきますが、蒲人、袖志間につきましても協議会設立までとはいきませんが、引き続き安全・安心のため、要望活動を行ってまいります。

しかしながら、京都府では、現在、蒲人バイパスの旧物産館までの道路改良及びカマヤ海岸での斜面对策工事を継続実施されております、まずはこの早期完成を優先要望としていきたいところでございます。

次に、国道178号籠神社周辺の停滞対策について、渋滞対策についてでございます。

毎年のごとではございますが、年始、ゴールデンウィークやお盆には伊根町方面行きが大渋滞と

なっているところでございます。

宮津市では、この期間に交通整理員を配備し、その対応を行っているところでございますが、配備の日の目算を誤ったなどの反省の弁を聞いております。今は、議員がおっしゃるとおりであります地域に対応をお願いしているとのことでございます。

しかしながら、それでは渋滞の抜本的解消には至らないと考えております。しかしながら、宮津市のテリトリーの話でございますので、伊根町からああせい、こうせいというところはなかなか言いにくいところもございます。

これまでも宮津市のほうでは、この件に関して、一度も京都府に要望していないようでございます。当然伊根町もこの件に関して京都府に要望したことはございません。これを期に宮津市と連携いたしまして、この点に関しても京都府のほうに要望をしまいたく考えるところでございます。

次に、はんこレスについてお答えをします。

議員おっしゃいます法令や通達等に基づく書類がいかほどあるかと言われましても、なかなか調べ辛うございまして、全てを見ることはわかりません。そこで、本町の条例、規則、要綱などを例規集システムで「印、しるし」で検索してみますと、全ての条例などが712件ある中の、189件でありました。割合多いものです。たくさんございます。

また、これら以外にも、先ほどちょっと調べ切れないと言いましたけれども、出生や死亡などの戸籍の届け出など、本町では見直すことができない、いわゆる法定受託事務もございまして、戸籍の届書には署名し、印を押さなければならないとありますし、年末調整など国税庁の書類も印とあります。

判こをどうしてもいただかなければならない届け出も数々ある中、手続簡素化のために伊根町の方、いわゆる189件を全て条例等を改正してはんこレスにすることは、かえって混乱を招くように思うわけでございます。うまく全部なしというのができれば一番簡単なんですけれども、これは、してくださいよ、これはええにしますわなんていうと、ちょっと混乱が起きるのではないかなと思うところでございます。全国的な動きになってから考えたく思うところでございます。

この質問をいただきまして少し考えてみました。名前を書いて、間を置き、確認した上で印を押す。私なんかは、議員もおっしゃいましたとおり、一つのはんこ文化、よい行為だと思うわけでありまして。

よく言われる話なんですけれども、実印は何で丸いのか。丸いから印を押すときに真っすぐかどうかわからんから、一旦見るわけです。その一瞬が大事、契約のよし悪し、またこのはんこ、本当に押しているんだろうかと、その一瞬が考え直す最後のチャンスと言います。

いわゆる高齢者のオレオレ特殊詐欺なんかでも、そこで一旦躊躇すれば、大変犯罪も減るのではないかと思うところでございます。

むしろ、私なんかは、印を押すことよりも、いろんな書類に住所を書く、あれは長いですね。もう京都府与謝郡伊根町平田、あれを書くと言われると嫌になりますね。郵便番号でいいんじゃないかと、そんなふうに感じたりもいたします。ほかの方でもおられるんじゃないかと思えます。

また、いろんな書類の提出の際に記名、署名がございまして。単に名前を記すだけの記名と、本人が自分の氏名を自筆で書く署名、いわゆるサインになります。日本ではなかなかサインはなじんでおりませんので、まだまだなじんでおりませんので、署名をしても捺印を求められる場合が多くございます。署名、捺印、記名、押印が求められる場合が多いわけでございます。

少し話は変わるのでございますが、会社の設立手続をオンライン化するため、印鑑の届出制を廃止する。安倍政権の成長戦略の一環として2017年12月に閣議決定をされたんです。理由は、世界でビジネスしやすい環境ランキングで日本は低迷をしている元凶の一つが印鑑届出の義務、これが元凶の一つだったからであります。

そうではありましたが、日本の印章制度・文化を守る議員連盟、いわゆるハンコ議連、反対、提案により閣議決定された廃止の文字は消えました。印鑑も、電子認証した印鑑ということですか、電子認証も選べる任意性変わったわけでありまして。印鑑は残すということに変わったわけです。そして、印鑑を使ったオンライン手続、その内容を含む改正商業登記法が今月の4日ではなかったかと思うんですけれども、そのときに成立をしております。

要するに、政府の方針においても、印鑑の取り扱いに関しては、効率か伝統文化かという観点においてその判断が揺れております。そうでありますから、もう少し世の中の動きを見てから、混乱を招かないよう、時代おくれとならないように対応してまいりたいと思います。

3点目、遊漁等における秩序ある海面等利用の確保についてでございます。

これまで、平成24年12月から28年3月までの多くのご質問、ご提案をいただいたところでございます。

漁業者や地域住民とレジャーで来られる釣り人とのトラブルはまだまだ続いており、一部のマナーの悪い人のために、他の善良なマナーを守っている釣り人までが、釣りの禁止や立入禁止措置などにより被害をこうむっていると思います。

平成28年3月の議員の一般質問以降、伊根町の取り組みといたしましては、これまで申してきたとおり、抜本的対策とまではいきませんが、少しずつ前進をしていると考えております。

具体的に行ってきましたことは、漁業関係代表者との意見交換会の実施、伊根漁港を中心とした土地利活用協議の中での、漁協、水産会社、警察、観光協会との協議、侵入防止柵の設置などがございます。

また、釣り人に関連した有料駐車場の整備につきましては、大西、伊根浦公園、七面山駐車場の有料化を平成28年度に行ったところであります。伊根地区内の釣り人による路上駐車問題につきましては、一定程度改善されているとの評価をいただいております。そのほか、ミニボートの上げおろしが漁業活動や漁場に支障があるとのことで、上げおろしができないよう措置をした箇所も何箇所かございます。

今後の対策、取り組みにつきましてでございますが、公益財団法人日本釣振興会から釣り人に対するマナー啓発に協力の申し出がございましたので、啓発看板の設置を検討してまいります。

また、路上駐車、無断駐車対策強化といたしましては、漁港施設周辺で道路脇の漁港施設内に駐車ポールを設置、また漁港施設内への進入防止のための柵を設置する予定としております。

水産会社からは、網を干している場所でのごみ投棄が多くあるため、釣りをしている場所と禁止場所とのすみ分けができないかとの意見もいただいております。これについてもさらに検討してまいりたいと考えております。ただし、伊根漁港ではすみ分けが可能であるかと想定できますが、他の漁港では港が小さく難しいと考えております。

また、以前、対策で私申し上げました。マナーの悪いやつは駐車でも何でも写真でも何か撮って、点数つけていって、お前、もう来たらあかんぜなんて、そういう排除ができないかと、やってやろうかなといろいろ考えたんですけども、なかなか難しいですね。排除するというのは。個人のいろんな情報もございまして、何かにつけては人権侵害で訴えられるふうな雰囲気もございまして。なかなかそうはいかない。何とかいろんな啓蒙、啓発を行って、互いに気持ちよく海面利用ができるように努めていきたいと思っております。

いずれにしても、少しずつではありますが、秩序ある海面利用等の確保ができるよう引き続き取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（上辻 亨君） 8番、濱野議員。

○8番（濱野茂樹君） ありがとうございます。

まず、1点目の国道178号の蒲入から京丹後市の強靱化でございますけれども、蒲入バイパスの早期完成、これは、誰もが願っていることございまして、その先に行くと、やはりこの問題が当然出てくるだろうというふうに思います。

そのためにも、今から北部連携都市圏の枠組みの中で京丹後市とも連携されていますように、首長レベルでそういった要請のほうもぜひともお願いしたいというふうに思うわけであります。

また、2点目のほうの渋滞対策、これについてでございますが、宮津市のほうが要望を府のほうにされていないということは初めて聞きまして、今まで何をしておったんだかというふうに、この場で宮津市を批判するつもりはありませんけれども、やはり伊根町民の安全を守るためにも、これは宮津市とも連携を、町長、いただいて、ぜひともまた要望のほうをお願いしてほしいというふうに思います。

あとはんこレスの関係は、恐らくそういった答弁がいただけるだろうというふうに思っておりますので、あえて何も申し上げるつもりはありませんが、恐らく時代の流れとして、この取り組みが進んでいくだろうというふうに思います。10年先には恐らくはんこを押すということが、ハンコ議連の先生方もいらっしゃいますけれども、なるんではないかなというふうに思いますので、今からでも改善できるところは改善いただくという姿勢も必要だろうというふうに思います。

最後の釣りの関係でございますが、伊根地区においては、本当にたくさんの施策をしていただいて、侵入防止柵や駐車場の整備、あとロックアウトをはじめ、多く事業を実施いただきました。

ただ、地元の新井崎漁港、これについて道路の駐車禁止の線は引いていただきましたけれども、そこまで対策を講じていただいているというふうに私は見ておりません。できましたら、やはり網の上にごみをするというのは、一番多いのは、私聞いているのは新井崎のほうが多いのかなというふうに聞いています。伊根の漁業者からはそこまで網の上でごみをとというのは、何件かは聞いておりますけれども、新井のほうはるかに多く、意見頂戴しております。

ぜひ、新井地区においても、こうした取り組みを進めるために、町長、また汗をかいていただければなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（上辻 亨君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 178の強靱化は、宮津方面も京丹後市方面も、やっぱり、今、いい流れが出来ておまして、7市町での広域連携というのは、皆さん意外と首長同士話しやすい関係ができておりますので、蒲入方面、本当に、うちは蒲入のあそこのバイパスがありますし、京丹後市のほうは、経ヶ岬を今、言っては悪いけれども、Xバンドのお金ですか、それでかなり拡幅されてきておるんです。

この前、ちょっと経ヶ岬の灯台のほうにおりましたら、見えるんです。巨大なあれですね。あれもなかなかだろうけれども、お互いにそういうところを頑張っておるところでございます。当然それが完成すれば次はその150ミリがネックになってくると思います。

本当に、経ヶ岬は、観光バスがすりと行けるようになれば、大きな、大きな経済効果があると思います。頑張っておこは連携して頑張っておきたいと思っております。

また、そうであると思えます。はんこも追々、そのうちにはんこレスになっていくんでしょうね。サイン文化が始まるんだろうなと思えます。

なかなか、でも、日本という国は保守的な国でありまして、はんこに限らずなんです。いろんなところにおいて、いわゆる伝統文化か、それとも効果、効率か、そのせめぎ合いというのが起きておりますので、その流れを我々も注視しながら頑張っておきたい、そのように思えます。改革もしておきたい、そう思っております。

魚のほう、釣り人なんですけれども、イタチごっこというか、なかなか私も気が休まる思いはないわけでありまして、確かに、伊根地区のほうで駐車場を整備して、有料化にして、夜などは、もう釣り人を追い出すということで3,000円取るんです。3,000円できかんです。夕方入って行って、朝やると、多分3,400円、3,600円出さんならん。それでも釣っておるか、お前というものだけでも、おられます。でも、それでかなり減りました。昼間でも駐車料金取られるので、嫌がられる方はたくさんおって。

その分が新井崎や蒲入に流れているという、そういう可能性もございます。今、新井崎地区での具体的なお話を聞かせていただきましたので、真摯に対応しておきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上辻 亨君） 以上をもちまして濱野議員の一般質問を終わります。

これをもちまして、本定例会における一般質問の全部を終わります。

◎ 日程第3 閉会中の継続審査（調査）申出書

○議長（上辻 亨君） 日程第3、閉会中の継続審査（調査）申出書についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、総務委員長、産業建設委員長及び議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により閉会中の継続審査（調査）申出書が提出されました。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることにご異議

ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(上辻 亨君) 異議なしと認めます。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査(調査)とすることに決定しました。

◎ 閉 会

○議長(上辻 亨君) これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和元年第4回伊根町議会定例会を閉会いたします。

閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

上程された案件を議了し、無事閉会の運びとなりました。議員各位並びに執行部の皆様には議会運営に格別なるご協力を賜り、心からお礼申し上げます。

また、町長部局の皆様と力を合わせ、今後とも伊根町の発展に向けて取り組んでいかなければと思っております。

さて、吉本町長をはじめ幹部職員の皆さん、本年もあとわずかとなり、年末年始、何かとご多忙のこととは存じますが、ご自愛いただきまして、町政の積極的推進にご尽力をお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。

皆様、大変お疲れさまでした。

閉会 11時50分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

伊根町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員